

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 52 号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和 48 年函館市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表中

函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場	函館市立あさひ小学校 函館市立弥生小学校 函館市立青柳小学校	を
函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場	函館市立あさひ小学校 函館市立弥生小学校 函館市立青柳小学校 函館市立中部小学校	に、
函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場	函館市立旭岡小学校 函館市立上湯川小学校 函館市立亀尾小学校 函館市立鱒川小学校 函館市立東小学校 函館市立亀尾中学校 函館市立鱒川中学校	を

函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場	函館市立旭岡小学校 函館市立上湯川小学校 函館市立亀尾小学校 函館市立鱒川小学校 函館市立東小学校 函館市立鱒川中学校	に
---------------------	--	---

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場および函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場の給食調理等を行う学校を変更するため